

## IV 施設別の留意点

災害対策は、施設の種類や規模によって異なります。施設別の留意事項は以下のとおりです。

### 1 病院

病院は、常食のみ提供している小規模な施設から、災害拠点病院として幅広い食種を提供している大規模な施設まで様々ありますので、まずは災害が起こった時に自分の病院はどのような対応を行うのか（施設全体の対応）を把握しておく必要があります。外部からの被災者の受入れ（受入れ可能なおおよその人数）や調理水として確保できる備蓄水の量を把握しておきましょう。特に疾病を抱えている利用者は、発災後数日～数週間経つと慣れない環境と食事により身体に影響がでる恐れもあるため、適宜個別訪問や集団指導を行う支援体制を整備しておく必要があります。

#### 《その他の留意事項》

- ・栄養成分や食形態に制限がある患者のために、疾病別の災害用献立と備蓄食を準備する。
- ・特殊食品等の在庫がなくなった場合を想定して、調達ルートを確認しておく。
- ・特に大規模施設の場合、入院患者以外のけが人や避難者を受け入れる可能性が高いため、想定した量の食品や災害用品を備蓄することが望ましい。
- ・施設の特性として、感染症等の疾病を抱えている人が避難する可能性が高いため、二次感染による食中毒が発生しないように留意する。

### 2 老人福祉施設

老人福祉施設では、ペースト、きざみ、ミキサー等の食形態に対応している施設が多いため、災害時の水不足や調理機器の不使用を考慮し、介護食等の備蓄も行いましょう。介護職員の不足によりトイレの介助が受けにくい場合、必要な水分や食事を取らない高齢者も出てくる可能性があるため、他職員と連携して適宜様子見と声掛けを行うようにします。

また避難所では、次の配給がいつあるのかわからない不安から、提供された食事の残りを保管し、数回に分けて食べる高齢者もいます。施設においても、食中毒予防の観点から、食べ残しはないか適宜確認し、残した場合は次の食事提供がある旨伝えて安心感を与えるように心配りし、食事の衛生面にも配慮しましょう。

#### 《その他の留意事項》

- ・利用者の健康面（食事量や体重等）に極端な増減がないかを把握する。
- ・福祉避難所に指定されている場合は備蓄の整理を行う。（施設管理の備蓄・市から預かっている備蓄）
- ・平常時より、食事介助が必要な利用者の把握と対応方法を検討しておく。
- ・経管栄養を行っている利用者がある場合、通常使用している経腸栄養剤等を多めに保管しておく。  
利用者によって栄養剤の適合性が分かれる場合があるため、災害時の栄養補給がしっかりできるよう

数種類保管しておくことが望ましい。栄養セット（チューブ・カテーテル）もあわせて備蓄するよう管轄部署と調整しておく。また、取引業者（メーカー等）が支援物資として提供する場合がある。

- ・経口栄養の場合、喫食時の誤嚥防止を図るため、とろみ剤も併せて多めに保管しておく。
- ・通常、発災から3～4日後には外部から物資が届くことが想定されるが、軟食等の嚥下に対応した食品は十分に配給されない可能性があるため、多めに備蓄したり配給された食品を軟らかくして提供する工夫を予め検討しておく。

### 3 社会福祉施設

社会福祉施設では、災害による環境の変化によって食欲が極端に減ったり、一部の食事以外は受け付けられない利用者が出てくる可能性がありますので、日頃から利用者が好む食品を主として備蓄しておくようにします。

#### 《その他の留意事項》

- ・食のこだわりがある利用者への対応を検討する。
- ・福祉避難所に指定されている場合は備蓄の整理を行う。(施設管理の備蓄・市から預かっている備蓄)

### 4 学校、事業所等 ※市立小学校を除く

学校や事業所は、主に昼食の1食分を提供している施設ですが、大規模な災害の発生直後は公共交通機関の停止や道路の破損、通行止め等により帰宅できない利用者が多数出ることが想定されます。実際、平成23年に起こった東日本大震災では、首都圏において約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生したというデータもあります。

施設の保管スペースや予算にも限りはありますが、帰宅困難者や施設待機者を想定した備蓄を行うようにしましょう。東日本大震災を受けて平成25年に施行された東京都帰宅困難者対策条例では、3日分の水、食料等を備蓄しておくよう記載されています。



#### 東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）

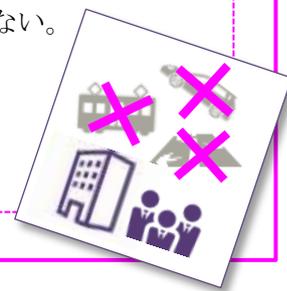
一斉帰宅の抑制のため、従業員が施設内に留まれるように3日分の水・食料等を備蓄しておく。

(努力義務)

#### (従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。



## 5 保育所

乳幼児は特に食事量と衛生管理に配慮しながら提供します。備蓄の量について、基本的には通常提供している食事分（昼食+おやつ（+補食））×（園児数+職員数+ $\alpha$ ）で対応可能ですが、備蓄日数は各施設の保管スペースや立地（災害が起こった時に外部から物資の搬入が得やすいか否か）、施設の方針に沿って決定します。ただし、完全にライフラインが寸断され、物資が届かない状況になる場合や、保護者が迎えに来られず施設に宿泊することも想定し、最低でも3日分は備蓄しておく必要があります。

### 《その他の留意事項》

#### ・乳児用の食品（粉ミルク、離乳食等）の確保

道路の寸断や公共交通機関の不通により、保護者が迎えに来られないことを想定して、乳児用の粉ミルクとミルク用の水は多めに購入しておきましょう。水を沸かす調理機器（ポット、やかん、卓上コンロ等）もライフラインが寸断されたことを想定して準備しておきます。

#### ・衛生用品の備蓄

食中毒が発生した場合のおう吐、下痢等に備えて、ウェットティッシュやタオル、おむつ、消毒液等を多めに備蓄しておきましょう。特に保育園では園児同士が触れ合う機会が多く、園児や職員の手指を介して集団感染する機会が多いことから、適宜手洗いやウェットティッシュで手指を清潔に保つように心がけます。

### コラム③

#### ○福祉避難所（二次避難所）とは

福祉避難所（二次避難所）とは、一般的な避難所での生活が困難な高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を必要に応じて滞在させるための施設で、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談・助言等の支援を受けることができる体制整備がされていること等が、内閣府令で定める基準として挙げられています。

八王子市内において、高齢者福祉施設や障害者支援施設、救護施設、特別支援学校、ホテル等と福祉避難所としての協定を結んでいます。

福祉避難所は、災害発生後、福祉避難所協定先施設の安全を確認し、市が指定するもので、災害発生時から福祉避難所として利用することはできません。

また、福祉避難所協定先施設は、実際に地域の避難者を受け入れる際の手順や人員配置、食事提供の方法（入居者と避難者の食事内容が異なる場合）についても検討しておく必要があります。

